

# 白井市水洗便所改造資金等助成条例

平成9年3月11日

条例第1号

## (目的)

第1条 この条例は、下水道法（昭和33年法律第79号。以下「法」という。）第2条第8号の規定による処理区域（以下「処理区域」という。）内において、既設の便所を水洗便所に改造する者、既設の排水施設を法第10条第1項に規定する排水設備（以下「排水設備」という。）に改造する者及び流量計を設置する者に対し、必要な資金の助成を行うことにより、下水道の普及促進を図ることを目的とする。

## (資金の種目)

第2条 資金の種目は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 水洗便所改造資金
- (2) 排水設備改造資金
- (3) 流量計設置資金

## (助成の対象工事)

第3条 水洗便所改造資金の助成対象工事は、次の各号に掲げる工事とする。

- (1) 処理区域内において公示後3年以内に既設のくみ取り便所又は既設のし尿浄化槽を撤去して、水洗便所に改造する工事
  - (2) 前号に定める改造工事と併せて行う排水設備を設置する工事
- 2 排水設備改造資金の助成対象工事は、処理区域内において公示後1年以内に既設の排水施設を排水設備に改造する工事とする。
- 3 流量計設置資金の助成対象工事は、処理区域内において自家水道における排水の流量を計測するための流量計の初回取付け工事とする。

## (助成の対象者)

第4条 資金の助成を受けることができる者は、前条に規定する工事を行う者であって、次の各号に該当するものでなければならない。

- (1) 処理区域内の建築物等の所有者又は工事を行うことについて建築物等の所有者の同意を得た者
- (2) 市税、下水道受益者負担金及び下水道使用料を滞納していない者
- (3) 市長が指定する金融機関より資金を借り入れた者（既設の便所を水洗便所に改造する者に限る。）

## (助成の額)

第5条 資金の助成額は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 水洗便所改造資金 借入資金に対する利子相当額。ただし、くみ取り便槽及び浄化槽1槽につき25,000円を限度とする。
- (2) 排水設備改造資金 工事1件につき3万円

(3) 流量計設置資金 流量計1器につき5,000円

2 前項の規定にかかわらず、生活保護法（昭和25年法律第144号）に基づき生活扶助を受けている者については、第3条に規定する工事（公示後の適用対象期間後の工事を含む。）に要した経費の全額を補助する。ただし、同法に基づく住宅扶助をもって補うことのできる額を除いた額とする。

（助成の申請）

第6条 助成を受けようとする者は、白井市下水道条例（平成7年条例第18号。以下「下水道条例」という。）第5条の規定による排水設備等の計画の確認を受けたのち、市長に申請しなければならない。

（助成の決定）

第7条 市長は、前条の申請を受理したときは、その内容を調査のうえ、助成の可否を決定し、その旨を申請者に通知するものとする。

（助成金の交付）

第8条 市長は、下水道条例第7条の規定による工事完了検査に合格した後に助成金を交付する。

（助成決定の取消し等）

第9条 市長は、偽りその他不正の方法で助成の決定を受け、又は助成金の交付を受けた者に対し、助成の決定を取り消し、又は交付した助成金を返還させることができる。

（委任）

第10条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。

（白井町水洗便所改造資金及び流量計設置費等助成条例等の廃止）

2 次に掲げる条例は、廃止する。

(1) 白井町水洗便所改造資金及び流量計設置費等助成条例（昭和55年条例第30号）

(2) 白井町生活扶助世帯に対する水洗便所改造資金及び流量計設置費等助成に関する条例（昭和55年条例第31号）

（経過措置）

3 この条例の施行の際、この条例による廃止前の白井町水洗便所改造資金及び流量計設置費等助成条例及び白井町生活扶助世帯に対する水洗便所改造資金及び流量計設置費等助成に関する条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の

相当規定によりなされたものとみなす。

- 4 この条例の施行の日前に公示された処理区域内における流量計の設置（生活扶助を受けている者を除く。）に対する助成対象期間については、なお従前の例による。

# 白井市水洗便所改造資金等助成条例施行規則

平成9年3月28日

規則第14号

改正 平成13年12月17日規則第70号

## (趣旨)

第1条 この規則は、白井市水洗便所改造資金等助成条例（平成9年条例第1号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

## (金融機関)

第2条 条例第4条第3号に規定する金融機関（以下「金融機関」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 千葉銀行白井支店及び小室支店
- (2) 京葉銀行白井支店
- (3) 千葉興業銀行白井支店
- (4) 千葉信用金庫白井支店
- (5) 西印旛農業協同組合白井支所

## (助成の申請)

第3条 条例第6条の規定により助成を受けようとする者は、白井市水洗便所改造資金等助成申請書（別記第1号様式）に次の各号に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 排水設備計画確認申請書の写し
- (2) 借入資金の額、利率及び期間を証する書類（既設の便所を水洗便所に改造する者に限る。）
- (3) その他市長が必要と認める書類

## (助成の決定)

第4条 条例第7条の規定による助成の可否の決定の通知は、白井市水洗便所改造資金等助成決定通知書（別記第2号様式）によるものとする。

## (助成金の請求)

第5条 工事完了検査に合格した者は、助成金の交付を受けようとするときは、白井市水洗便所改造資金等交付請求書（別記第3号様式）を市長に提出しなければならない。ただし、水洗便所改造資金に係る助成金の請求については、金融機関が行うものとする。

## (補則)

第6条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この規則は、平成9年4月1日から施行する。  
(白井町水洗便所改造資金及び流量計設置費等に関する助成条例施行規則等の廃止)
  - 2 次に掲げる規則は、廃止する。
    - (1) 白井町水洗便所改造資金及び流量計設置費等に関する助成条例施行規則(昭和56年規則第2号)
    - (2) 白井町生活扶助世帯に対する水洗便所改造資金及び流量計設置費等に関する助成条例施行規則(昭和56年規則第3号)  
(経過措置)
  - 3 この規則の施行の際、この規則による廃止前の白井町水洗便所改造資金及び流量計設置費等に関する助成条例施行規則及び白井町生活扶助世帯に対する水洗便所改造資金及び流量計設置費等に関する助成条例施行規則の規定によりなされた手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。  
附 則(平成13年規則第70号)抄  
(施行期日)
- 1 この規則は、平成14年1月4日から施行する。

別記第1号様式（第3条関係）

白井市水洗便所改造資金等助成申請書

年 月 日

白井市長 様

住所  
申請者 氏名 ㊟  
電話

白井市水洗便所改造資金等の助成を受けたいので、次のとおり申請します。

申請区分	種 目	箇 所 数	申 請 額
	水洗便所改造資金	槽	円
	排水設備改造資金	工事	円
	流量計設置資金	器	円
設置場所	白井市		
施工業者名	住 所		
	名 称		
	代 表 者		
添 付 書 類	1 排水設備計画確認申請書の写し 2 借入資金の額、利率及び期間を証する書類（既設の便所を水洗便所に改造する者に限る。） 3 その他市長が必要と認める書類		

第2号様式（第4条関係）

白井市水洗便所改造資金等助成決定通知書

第 号  
年 月 日

様

白井市長 題

年 月 日付けで申請のあった白井市水洗便所改造資金等助成について、  
次のとおり決定したので通知します。

決定区分	<input type="checkbox"/> 助成する。	種 目	決 定 額
		水洗便所改造資金	円
		排水設備改造資金	円
		流量計設置資金	円
	<input type="checkbox"/> 助成しない。		
助成しない理由			

第3号様式(第5条関係)

白井市水洗便所改造資金等交付請求書

年 月 日

白井市長 様

住所  
申請者 氏名 ㊟  
電話

白井市水洗便所改造資金等の交付を受けたいので、次のとおり請求します。

交付決定年月日	年 月 日	番 号	第 号
請 求 金 額	円	排水設備改造資金	円
		流量計設置資金	円

振込先金融機関		1 普通 2 当座
	口座番号	
口 座 名 義 人	住 所	
	ふりがな 氏 名	電 話